平成２８年（フ）第９０号
新潟県糸魚川市上刈２丁目１番19号　ハイツ山の井105号室
債務者　清和　　学
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１６２号
長野市吉田３丁目26番５－３号　フォンテーヌＢ－101
債務者　細尾　昌広
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
静岡県富士市石坂460番地の１　マンション美好205号
債務者　カラスコ　セミナリオ　ラウル　オルランド
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１３１号
静岡県富士市石坂460番地の１　マンション美好205号
債務者　カラスコ　エリノア　ロレット
1　決定年月日時　平成28年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１６１１号
愛知県半田市平地町３丁目55番地の13
債務者　小木曾恵梨子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６６０号
名古屋市千種区新西１丁目１番６号　青山ビル302号、従前の住所名古屋市千種区萱場２丁目14番３号　キャスト深川306号
債務者　大森　睦子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９９号
名古屋市北区成願寺１丁目９番40号　ＣＡＳＡ成願寺202号
債務者　竹越　美香
1　決定年月日時　平成28年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４６号
愛知県一宮市三条字芦山７番地１　エムアスカ202号
債務者　近藤　洋子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３１号
長崎県長崎市畝刈町247番地１　リバティヒルズ201
債務者　福田　礼佳
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
鹿児島県肝属郡錦江町田代麓3799番地１
債務者　八木　理奈
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第４２０４号
大阪市鶴見区今津北５丁目１番14号　レアレア徳庵17番館　605、前住所大阪市鶴見区諸口６丁目２番13号　ロイヤルハイツ鶴見102号室
債務者　村上　貴大
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０５号
大阪府豊能郡能勢町片山141番地の10
債務者　西田　靖彦
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３５０号
大阪市都島区都島北通１丁目12番14号　第一加島マンション201号
債務者　松倉　　誠
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５０号
大阪府枚方市招提南町３丁目４番10号、前住所大阪府枚方市招提南町３丁目17番３－205号
債務者　近田　正大（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５６号
大阪府茨木市西河原１丁目４番24号　アヴェニールセゾン　201号、前住所大阪府茨木市西河原１丁目７番７号
債務者　中村　正泰
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８５７号
大阪府茨木市西河原１丁目４番24号　アヴェニールセゾン　201号、前住所大阪府茨木市西河原１丁目７番７号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部